

上水道管工事における工業用水道管等の誤接続の防止に関する取扱要領

(制定) 令和 7 年 3 月 18 日

伊 水 水 第 790 号

(目的)

第 1 条 この要領は、伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）等が発注する主に管路主体の請負工事（修繕工事を含む。）及び寄附採納に関する工事の設計及び施工時における工業用水、導水及び農業用水等の上水道管以外の水管（以下、「工業用水道管等」という。）の誤接続の防止に関する取扱いについて必要な事項を定めることにより、安全かつ安心な水道水の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領に関する用語の定義は、次の各号に示す通りとする。

- (1) 「寄附採納」とは、開発事業者等申請者が給水管及び付属施設を局に無償譲渡し、その譲渡を局が受理することをいう。寄附採納された設備は、以後、局により維持管理を行うものとする。
- (2) 「設計図面」とは、設計した建造物等の形状、構造及び寸法を一定の基準に従って記した図面をいう。
- (3) 「竣工図面」とは、工事が完了した時の建造物等の形状、構造及び寸法を一定の基準に従って記した図面をいう。

(設計時の事前調査)

第 3 条 設計担当者は、上水道管工事の設計に際し、新設管及び既設管の連絡予定箇所の存在する当該道路に工業用水道管等が布設されているか否かを調査しなければならない。

(設計図面への明示)

第 4 条 工業用水道管等が上水道管と平行又は横断して布設されている場合は、設計図面の連絡予定箇所の直近位置に埋設物の名称及び連絡作業時に注意することを記入し、注意喚起を促すものとする。

(連絡工事の際の確認)

第 5 条 連絡工事を行う際は、必ず塩素反応を確認しなければならない。

(竣工図面への明示)

第 6 条 塩素反応を確認した場合は、竣工図面の当該箇所の直近位置に塩素反応を確認し

たことを記入するものとする。

(工業用水道管等工事における上水道管の取り扱い)

第7条 工業用水道管等工事における上水道管の取り扱いについては、この要領に準ずるものとする。

(その他)

第8条 この要領の実施に関して、要領に定めのないもの又は新たに疑義が生じた場合は、その都度局が定める。

附 則 (令和7年3月18日付伊水水第790号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。